

あなたの個人情報を不正取得から守りましょう！

戸籍謄本等本人通知制度

川口市に戸籍や住民票があるかたの戸籍謄本、住民票の写しなどが第三者に交付されたことを通知する制度です。事前登録が必要ですので、手続きをお願いします。

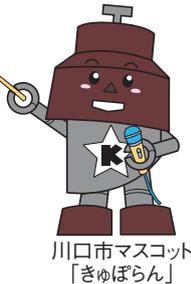
通知対象になる第三者

⇒委任状による代理人や弁護士など。
 なお、裁判や紛争、遺言書作成にかかるものの請求は除きます。

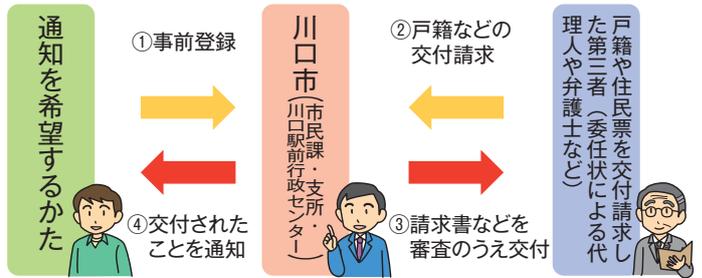
通知内容

⇒交付した証明書の種類、交付年月日、交付枚数。

自分が書いていない委任状で戸籍謄本が取られてしまうなどの不正取得にいち早く気付くことができます。
 登録は、市民課、支所、川口駅前行政センター(市民サービス第3係)へ。郵送でも申し込みできます。



【本人通知制度概要図】



通知を希望するかたは、以下をご用意ください。[事前登録必要書類]

- 川口市本人通知制度事前登録申込書(コピー可)
 下記の申込書を登録人数分をご用意ください。
- 本人確認書類※、印鑑(スタンプ印不可)
- ★代理人は、通知を希望する本人からの委任状。法定代理人は、戸籍謄本など法定代理人の資格を証明する書類が必要です。

※本人確認書類

運転免許証など官公署が発行した写真付きの身分証明書、健康保険証、在留カードなど

《郵便申し込み》事前登録申込書に記入、押印の上、本人確認書類のコピー(代理人、法定代理人は★が必要)を下記郵送先へお送りください。

郵送先：〒332-8601 青木2丁目1番1号 市民課

問い合わせ：市民課 ☎048-258-1608

FAX 048-250-1169

受付場所	受付者	受付No.

川口市本人通知制度事前登録申込書

(あて先) 川口市長

年 月 日

申 込 者	住 所	〒 -	
	フリガナ		
	氏 名	(印)	
	電話番号	()	
申込者の区分	1 本人	2 法定代理人	3 代理人

【法定代理人が申込みをする場合は、下のどちらかの番号に○をしてください。】

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人
----------	--------------	----------------

川口市戸籍謄本等本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する者の氏名 (住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	通知を希望する住所		
本 籍	通知を希望する本籍地	筆頭者氏名	
電 話 番 号	()		

- ※1 ご案内パンフレットをよく読み、承諾された方は右の□にチェックをお願いします。→□承諾します。
 (ご案内パンフレットは、登録の申し込みの際にお渡しします。郵便での申し込みのときには、郵送いたしますので、お手元に届き次第ご確認をお願い致します。)
- ※2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください
- ※3 次の書類を提出し、又は提示してください。
 (1) あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、パスポート、運転免許証等)
 (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
 (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

本人等の確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()
----------	--